

港湾法等の一部を改正する法律案(閣法第一五号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、既存の港湾施設の高度利用を図るため、港湾法の一部改正等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、港湾法の一部を次のように改正する。

1 入港届等の港湾管理者に対して行われる申請等を迅速かつ的確に処理させるため、国土交通大臣は、電子情報処理組織を設置し、及び管理することができる。

2 港湾管理者が電子情報処理組織を使用するときは、使用料を負担しなければならない。

二、都市再生特別措置法の一部を次のように改正する。

1 民間都市再生事業計画の認定を受けた事業者が行う公共施設の整備に対して民間都市開発推進機構が行う無利子貸付けの対象施設に港湾施設を加える。

2 政府が民間都市開発推進機構に対して行うことができる無利子貸付けの対象に港湾施設の整備に係る資金を加える。

- 三、 港湾整備特別会計法、その他関係法律について所要の改正を行う。
- 四、 この法律は、公布の日から施行する。